

綾瀬市交差点視距改良費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、見通しの悪い交差点の改良を行う者に対し、その工事費を補助することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、「見通しの悪い交差点」とは、幅員4メートル以上の交差点で塀、壁等で見通しが悪く、交差点に隣接する地権者の交差点の改良に対する協力が得られる交差点をいう。

(補助金の交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象は、次に該当する見通しの悪い交差点に対し、交差点に隣接する地権者が行う視距改良の工事（以下「改良工事」という。）とする。ただし、新築又は建替えと同時に進行改良工事は対象としない。

- (1) 交差点が所在する自治会等が危険な交差点と判断し、当該自治会等から市長へ要望が提出されていること。
- (2) 工事施行場所と道路敷地の境界が明確であること。

2 改良工事は、交差点に接する交点からそれぞれ3メートルは、フェンス等見通しの良い構造とし、その区域に遮へい物を置かないこととする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、市長が算出した額又は次条第6号に規定する工事見積書の額のどちらか低い額を予算の範囲内において交付する。ただし、交付額の限度額は、50万円とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする見通しの悪い交差点に隣接する地権者は、規則に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事概要書（第1号様式）
- (2) 誓約書（第2号様式）
- (3) 承諾書（第3号様式）

(4) 位置図（2，000分の1以上）

(5) 実測平面図（500分の1以上）

(6) 工事見積書

(7) その他市長が必要と認めた書類

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、綾瀬市交差点視距改良費補助金決定通知書（第4号様式）（以下「決定通知書」という。）により通知する。

（工事請負人の選定）

第7条 前条の規定により補助を適当と認められた者（以下「補助事業者」という。）は、原則として所在地又は住所が市内のものの中から工事請負人を選定しなければならない。

ただし、特に市長が認めた場合にはこの限りでない。

（工事の着手）

第8条 補助事業者は、決定通知書を受けた日から20日以内に規則に定める事業着手届を市長に提出し、工事に着手しなければならない。

（工事内容等の変更）

第9条 補助事業者は、工事内容等を変更しようとする場合は、綾瀬市交差点視距改良費補助金変更申請書（第5号様式）を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、綾瀬市交差点視距改良費補助金変更決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（完成届及び検査）

第10条 補助事業者は、工事完成後、当該工事請負人と締結した契約書の写し、規則に定める事業完成届及び綾瀬市交差点視距改良費補助金精算報告書（第7号様式）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

2 前項の規定による検査は、現場にて工事請負人の立会いのもとに行わなければならない。

（財産の処分の制限）

第11条 規則第15条ただし書きの規定により市長が定める期間は、補助金交付後

10年とする。

(維持管理)

第12条 補助事業者は、当該工事により整備された施設の機能を損なわないように適正に管理しなければならない。

(書類の整備等)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 2月 1日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

工 事 概 要 書

工事の場所	綾瀬市					
工事の期間	着 工	年	月	日		
	完 成	年	月	日まで		
現場責任者	連絡先（電話）					
工事の概要	工 種	規格・寸法	単位	数量	単価	金額
工事費	円					
上記のとおり視距改良工事を施工いたします。						
年 月 日						
綾瀬市長 殿						
			住 所			
			氏 名			
			連絡先	印		

第2号様式（第5条関係）

誓約書

年 月 日

綾瀬市長 殿

住所
申請書 氏名 印
電話

私は、下記の物件を撤去し、添付した工事概要書（第1号様式）のとおり、工事を履行することを誓約します。

なお、売買等で所有権が移転する場合は届出し、この内容を継承することを誓約します。

- | | | | |
|---|--------|-----|----|
| 1 | 物件の所在地 | 綾瀬市 | 番地 |
| 2 | 物件所有者 | 氏名 | |
| | | 住所 | |

第3号様式（第5条関係）

承諾書

年 月 日

綾瀬市長 殿

住所
土地所有者 氏名 印
電話

私は、綾瀬市交差点視距改良費補助金交付要綱第3条第1項第1号により要望された交差点に隣接する土地所有者であり、綾瀬市交差点視距改良費補助金交付要綱により実施される工事について承諾する。

第4号様式（第6条関係）

綾瀬市交差点視距改良費補助金決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請があった交差点改良工事について、綾瀬市視距改良費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

- | | | | |
|---|---------------|-----|----|
| 1 | 視距改良する物件の所在地 | 綾瀬市 | 番地 |
| 2 | 交差点視距改良費補助決定額 | | 円 |

第5号様式（第9条関係）

綾瀬市交差点視距改良費補助金変更申請書

綾瀬市長 殿

住所
申請者 氏名 印
電話

年 月 日付けで綾瀬市交差点視距改良費補助金の決定通知があった交差点視距改良工事について、変更をしたいので次のとおり申請する。

工事の場所	綾瀬市 番地					
工事の期間	着工 年 月 日 完成 年 月 日まで					
工事の概要	工種	規格・寸法	単位	数量	単価	金額
変更申請額	円					

第6号様式（第9条関係）

綾瀬市交差点視距改良費補助金変更決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで変更申請があった交差点視距改良工事について、綾瀬市視距改良費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

- | | | | |
|---|---------------|-----|----|
| 1 | 視距改良する物件の所在地 | 綾瀬市 | 番地 |
| 2 | 交差点視距改良費補助決定額 | 円 | |

